

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質 問	回 答
◆補助金のことについて	
1 補助金制度はどのような目的で作られたのですか？	補助金制度は、水質保全と接続率の向上を図る目的で作られました。下水道に接続する費用負担を軽減することで、接続に対するハードルを下げます。
2 どういった人が補助金を受けられますか？	志摩市内の下水道区域内に居住される方で、既存住宅の汲み取り便槽や浄化槽を撤去し、トイレやお風呂、台所などを下水道につなぐ接続工事をした場合に、補助金が交付されます。
3 補助金を受けられる志摩市内の下水道区域とはどの地域ですか？	主な下水道区域は次のとおりです。 ・浜島町：迫子・塩屋・松山路 ・大王町：船越 ・阿児町：神明・立神・安乗（※鷺方・国府の一部地域） ・磯部町：坂崎・的矢 ※志摩町は下水道がないため対象外です。 ※より具体的な場所を確認したい場合は、下水道課へお問い合わせください。 （P7「志摩市の下水道処理区域」も参考にしてください。）
4 下水道処理区域外の場合はどうすればいいですか？	下水道へは接続できませんので、合併処理浄化槽による生活排水処理になります。詳しくは、市役所1階の環境・ごみ対策課（0599-44-0228）までお問い合わせください。
5 下水道接続の工事業者は、どこの業者でもかまいませんか？	市が指定する下水道工事業者（指定工事店）に依頼してください。指定工事店以外で工事する場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。 ※詳しくは、P4「志摩市下水道排水設備指定工事店一覧」をご参照ください。
6 補助金額はいくらもらえますか？	工事の内容によって異なります。補助金額は次のとおりです。 ・合併浄化槽から下水道……………最大 20万円 ・単独浄化槽から下水道……………最大 30万円 ・くみ取り式便所から下水道…最大 50万円 上記金額に満たない場合は、実費相当額（1万円未満切り捨て）となります。 例1）単独浄化槽（最大30万円）の工事費用が35万円だった場合 ⇒30万円（上限額）を補助します。 例2）くみ取り式便所（最大50万円）の工事費用が45万7,000円だった場合 ⇒45万円（7,000円を切り捨てた額）を補助します。
7 補助金制度はいつまでありますか？	令和6年4月から令和9年3月までの3年間で予定しています。 当該年度の予算がなくなり次第、その年度は終了となります。 ・令和6年度予算 1,000万円 ・令和7年度予算 700万円 ・令和8年度予算 1,000万円（予定）
8 補助金は何回でも受けられますか？	1戸（1受益者分担金(負担金)・1接続分担金）の工事に対し、1回限りとなります。
◆費用のことについて	
9 工事費用はどれくらいかかりますか？	工事内容（配管距離など）によりますが、20万円～150万円ほどかかります。詳しくは、指定工事店へお問合せください。
10 工事費用以外でかかる他の費用はありますか？	・受益者分担金（接続分担金）を納めていただいていない方は、工事費用とは別で、20万円（税込み）を市に納めていただく必要があります。 ・また、公共ますが設置されていない住宅に関しましても、原則、ご本人負担で設置いただく必要があります。 「過去に分担金を納めたかどうか記憶にない」「公共ますが設置されているかどうかわからない」といった場合は、下水道課へお問い合わせください。（工事を依頼する指定工事店を通してのお問い合わせでも結構です。）

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質 問	回 答
◆申請のことについて	
11 補助金を受けるにはどのような手続きが必要ですか？	工事をされる前に、下水道課へ必要な申請書類を提出してください。審査の結果、内容に不備がなければ交付決定となります。補助金は下水道への接続工事が終わった後に、指定の口座へ振り込みます。 ※詳しくは、 P6「水洗化補助金の申請手続きの流れ」 をご参照ください。
12 補助金の申請用紙はどこでもらえますか？	次の方法により入手できます。 ・市役所の下水道課窓口（2階）で受け取る ・市ホームページからダウンロードする ホームページはこちら 
13 市役所での申請書の受付は何時までですか？	次の時間に、以下の方法により提出してください。 平日8：30～17：15の間に、 ・市役所の下水道課窓口（2階）に提出する ・郵送等で提出する
14 申請の手続きは下水道工業者に頼んでもよいですか？	はい 下水道工事業者（指定工事店）が代理で手続きをしても構いません。工事を依頼する業者によっては、申請手続き込みで工事を請け負ってくれるケースもあります。一度依頼される工事業者に、直接お問い合わせください。
15 補助金は3年間の予定とのことですが、令和9年3月31日（最後の日）の申請でも受け付けてくれますか？	はい、受け付けています。ただし、書類に不備があった場合は、受付ができないため、余裕をもったの申請をお願いします。また、郵送等での申請の場合、下水道課へ3月31日までに届かなかった場合は受付不可となりますので、お急ぎの場合は、直接窓口での申請をお願いします。
16 申請書に添付する完納証明書は、どこでもらえますか？	市内に住まわれている方（志摩市に住民票がある方）であれば、市役所税務課・各支所にて発行（300円）してもらえます。詳しくは、課税課（0599-44-0211）までお問い合わせください。 市外の方は、申請者本人が住所を置く市町村の税務課窓口までお問い合わせください。
17 完納証明以外にも滞納がないかの確認はありますか？	はい 水道料金、下水道使用料、公共下水道等接続（受益者）分担金にも未納がないか確認させていただきます。補助金申請と併せて、「収納状況調査承諾書」を提出してください。 ※水道料金や下水道使用料については、申請月より前の月（例：申請月が9月であれば8月分以前）に未納がある場合、補助金不交付となりますので、支払いもれが無いようご注意ください。
18 法人も補助対象ですか？	法人・個人問わず、補助金の対象となります。ただし、単なる事業所や事務所、店舗（飲食店など）を下水道へ接続する場合は、住宅でないため対象外です。 ※関連 Q&A No.22 もご参照ください。
19 補助対象者のうち「自らの負担で工事する者」について教えてください。	対象者の要件として、「自らの負担で工事する者」としていますが、これは例えば、銀行などから融資を受けて行う工事や、親・親戚・友人などからお金を借りる、援助を受けるなどして工事することを妨げるものではありません。（これらは、 補助対象となります。 ） 本ケースでは、実際には工事をしていないのに、工事をしたと偽って補助金をだまし取る行為や、他者をあざむくなどして工事をさせ、補助金だけを受け取るなど、悪質と思われるものについて、補助対象としないことを指します。

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質 問		回 答
20	借家や借地で下水道へつなぐ場合は、所有者の承諾が必要とのことですが、どのように証明すればよいですか？	P21「土地・建物使用承諾書」に記入いただき、申請書と合わせて提出してください。 ※上記承諾書には、承諾者による自署、または、自署以外では押印がかならず必要となります。
◆補助対象工事のことについて		
21	新築で家を建てたいのですが、補助金の対象になりますか？	補助金の対象になりません（対象外です）。 新築以外にも、増築部分や改築部分についても補助金の対象外です。 補助金の対象となるのは、現在、<u>既存設備（トイレや台所など）を使用している住宅が、新たに下水道へ接続する場合のみ</u>です。 例1）1階住宅に2階住宅を増築する場合 ⇒1階住宅に係る工事部分のみ補助対象となります。2階部分はなりません。 例2）同一敷地内の既存住宅と新築住宅を工事する場合 ⇒既存住宅のみが補助対象となります。 詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。
22	仕事で使う事務所や店舗の下水道接続は、補助金の対象になりますか？	補助金の対象になりません（補助対象外です）。 ただし、下水道へ接続する事務所や店舗が、「生活を営むことを兼ねた住宅（事務所兼自宅、店舗兼自宅など）」であれば、<u>住宅部分のみ補助対象</u>となります。 「生活を営む」とは、例えば、トイレやお風呂、台所、手洗い場や寝室等を備えた、日常生活を送ることを主目的とした建物をさします。よって、これらを満たさない単なる事業所や事務所、店舗（飲食店など）は、補助対象外となります。 詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。
23	工事後の便槽や浄化槽は、かならず撤去しなければいけませんか？	原則、撤去や取壊しが必要です。 ※既存便槽や浄化槽はかならず清掃を実施した上で、撤去等を行ってください。 ※実績報告時に、P24「転換結果報告書」も合わせて提出してください。 なお、撤去等により既存住宅がかたむくなど、生活環境に悪影響を及ぼすと認められる場合は、必要な汚染防止対策を施した上で、撤去等を不要（埋め戻し処理での対応を可）とすることができます。詳しくは、事前に下水道課までご相談ください。
24	同一敷地内に未接続の離れ(家)があるのですが、母屋だけの下水道接続でも、補助対象になりますか？	補助金の対象になりません（対象外です）。 一部例外を除き、母屋とあわせて離れ(家)も下水道へ接続してください。
25	離れ(家)の建物が古く、すでに使用していないトイレしかないのですが、それでも下水道へ接続しなければなりませんか？	離れ(家)にトイレや流し台が設置してあっても、すでに使用していない、あるいは今後使用する予定がない場合、「今後使用しないことの確約書」を提出することで、接続しないことができます。（接続しなくても、補助対象になります。） 詳しくは、下水道課までご相談ください。 P22 今後使用しないことの「確約書」
26	現在、既存住居において、トイレだけ下水道につながってあります。台所や風呂も、この際下水道へつなげたいのですが、補助対象になりますか？	はい 補助対象になります。 原則、くみ取り式トイレの便槽や浄化槽等の撤去を伴う工事が対象となりますが、<u>既存設備（この場合の台所やお風呂など）をつなぐことにより、接続総数が増える場合に限り、例外的に補助対象工事として認めています。</u>（※補助金要綱第14条による例外規定として適用）。 詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質 問		回 答
27	下水道への接続にあたり、トイレや台所、お風呂場などの水回りもあわせてリフォームしたいのですが、補助対象となりますか。	排水設備にかかる箇所のみ補助対象となります。 台所を新たにシステムキッチンへ改築する経費や、お風呂場の浴槽を最新のものへ買い替えるなどの経費は、対象工事に含まれないため、補助対象外となります。※改築（リフォーム）としての扱いとなります。 ただし、トイレの設置についてのみ、便器本体と設置にかかる床面等の工事費用について、補助対象工事（経費）として認めています。 詳しくは、下水道課までお問い合わせください。
28	申請書提出の前に工事に着手したら、補助金はもらえませんか。	はい 不交付となります。 かならず排水設備工事の申請とあわせて補助金申請を行ってください。 また、申請書を提出したあとに交付決定通知を出しますが、決定通知の前に工事へ着手した場合も、補助対象外となるためご注意ください。 詳しくは、P6「補助金申請手続きの流れ」をご参照ください。
29	工事にお風呂まわりの排水管延長（増額）が必要になることがわかってきました。手続きとして何が必要ですか？	「志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書」（様式第3号）に、必要な事項を記入し、提出してください。 なお、変更後に見積額（工事金額）が変わる場合は、変更後の見積書も必ず提出してください。（※交付決定金額が変更になる場合があります。）
◆下水道へ接続したあとのことについて		
30	接続後、下水道料金は毎月いくらかりますか？	ひと月1,408円（税込）が基本料金となります。4人家族の場合、ひと月で4,500円～5,500円（税込）が一般的となっています。 P30「下水道使用料一覧表」もご参考にしてください。
31	下水道料金の支払いはどうすればいいですか？	- 口座引き落としの場合：毎月25日ころ銀行から引き落としします。 ⇒口座引き落としには、事前登録が必要になります（工事後、案内します）。 - 納付書の場合：毎月15日ころ下水道課から発送します。 ⇒市役所や銀行、コンビニなどでお支払いください。 （※クレジットカード決済は取り扱っておりません。）
◆その他		
32	志摩市の下水道接続率はどれくらいですか？	令和7年3月末現在で、54.4%となっています。
33	下水道課のホームページを教えてください。	https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/jogesuidobu/gesuidoka/gesuido/6220.html こちらからもアクセス できます👉 